

檜原村ものづくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新たなものづくりに必要な経費を補助することにより、地域資源を活かした新製品等の開発や販路を開拓し、地域の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

(2) 村税等とは、村税、村国民健康保険税、村各種使用料、村各種手数料、村各種保険料、村公共下水道受益者分担金をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、次のいずれかに該当する者または団体等で、村税等を滞納していない者を対象とする。

(1) 村内に住所を有する個人または村内に事業所を有する中小企業者

(2) 構成員の2分の1以上が前号に規定する者で構成される団体

(3) 村と連携協定を締結している学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校

(補助対象事業)

第4条 対象事業は、次に掲げるものとする。ただし、賃金及び食糧費等は、原則として補助金の対象としないものとする。

(1) 研究開発事業（原材料費、機械装置等設備費、外注加工費）

(2) 市場調査事業（調査委託料、機器レンタル料、調査機器購入費）

(3) 販路開拓事業（展示会等への参加に要する経費、広告宣伝費）

(4) その他村長が必要と認めた事業

2 東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別表1のとおりとし、1,000円未満の端数があるときはそれを切り捨てる。

(認定申請)

第6条 事業の認定を受けようとする者または第3条第2号及び第3号に規定する団体等においては、その代表者は檜原村ものづくり支援事業計画認定申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し事業実施前に村長に提出しなければならない。ただし、1事業1回に限るものとするが、継続的に効果が見込まれる事業は除く。

(認定可否の通知)

第7条 村長は、前条の申請があったときは事業計画の認定可否の決定を行い、その結果を檜原村ものづくり支援事業計画認定可否通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「補助事業者」という。)

は、檜原村ものづくり支援事業補助金交付申請書(様式第3号)により事業計画の認定を受けた日から起算して30日以内に村長に提出しなければならない。

(承認事項)

第9条 補助事業者は、次の各号の1に該当する場合は檜原村ものづくり支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)により村長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。

(状況報告)

第10条 村長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業の遂行を報告させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、認定の通知を受けた年度内に檜原村ものづくり支援事業実績報告書(様式第5号)により村長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正と認めた場合は交付すべき補助金の額を確定し、檜原村ものづくり支援事業補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助事業者は、補助金を概算払または精算払により受けようとするときは、檜原村ものづくり支援事業概算(精算)払請求書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支払わなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払があったときは、檜原村ものづくり支援事業補助金概算払精算書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 村長は、補助事業者が不正な行為により補助金の交付を受けたときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表1

事業区分及び事業費		補助率	補助金の限度額
第4条第1項 に規定する事 業	50万円以上	50%	30万円
	30万円以上か ら50万円未満	70%	25万円
	30万円未満	90%	20万円
第4条第2項に規定する事業		補助対象事業費から東 京都地域特産品開発支 援事業費補助金を差し 引いた額の90%	135万円

別表2

申請者区分	添付書類
法人	1 事業計画書 2 収支予算書 3 会社案内またはそれに類するもの 4 登記事項証明書 5 決算書の写し 6 村税等の滞納がないことを証明する書類 7 東京都地域特産品開発支援事業費補助金交付決定通知書の写し（第4条第2項に該当する事業） 8 その他村長が必要と認める書類
個人	1 事業計画書 2 収支予算書 3 村税等の滞納がないことを証明する書類 4 東京都地域特産品開発支援事業費補助金交付決定通知書の写し（第4条第2項に該当する事業） 5 その他村長が必要と認める書類
第3条第3号に規定する対象者	1 事業計画書 2 収支予算書 3 学校案内またはそれに類するもの 4 その他村長が必要と認める書類